

石巻市と一般社団法人日本カーシェアリング協会との

包括連携に関する協定書

石巻市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本カーシェアリング協会（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、緊密な相互連携と、協働による活動を推進し、助け合いにあふれ安心して暮らし続けられる地域づくりを推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号について連携し協力する。

- (1) コミュニティ・カーシェアリングの普及促進に関すること
- (2) 生活困窮者の生活支援に関すること
- (3) SDG s の普及啓発に関すること
- (4) 震災伝承に関すること
- (5) 地域防災と災害対策に関すること
- (6) 地域の魅力発信や観光振興に関すること
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業に関すること

2 前項各号に掲げる連携事項を効果的に推進するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとし、具体的事項等については、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙の協議の上、協定書の変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく連携より知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も有効に存続するものとする。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和3年7月30日

甲 宮城県石巻市穀町14番1号
石巻市長

齋藤 正美



乙 宮城県石巻市駅前北通り1丁目5-23
一般社団法人 日本カーシェアリング協会
代表理事

吉澤武彦

